

出席停止の扱いについて

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には出席停止期間が定められています。これらの感染症と診断され、欠席する場合には学校へ連絡ください。（出席停止期間は欠席扱にはなりません）医師の指示等により他へ感染させるおそれなくなり、生徒を登校させる際は、「学校感染症による治癒報告書」を担任へご提出ください。

なお、病気の状況によっては医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	※	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎 手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症 感性的胃腸炎	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ（H5N1）